



国土動指第44号
令和元年9月13日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



「賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について」の一部改正について

「賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する告示」(令和元年国土交通省告示第545号)を令和元年9月13日に公布し、令和元年9月14日より施行する。

については、「賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について」(平成23年10月25日国土動指第48号)を改正し、別添のとおり各地方支分部局主管部長あてに通知したところである。

貴団体におかれては、通知の趣旨を御理解のうえ、貴団体の会員に対し、周知されたい。